

飼料販売業者届

年 月 日

和歌山県知事 殿

住所

氏名

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

2 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地

(1) 販売業務を行う事業場の所在地

(2) 飼料を保管する施設の所在地

3 販売に係る飼料の種類

種 類

なお、輸出用及び試験研究用の飼料の種類及び名称は次の通りである。
(輸出用)

種 類	名 称

(試験研究用)

種 類	名 称

4 飼料の販売の開始年月日

年 月 日